

高畠町木造住宅耐震診断士派遣事業

事業内容	希望する方へ、町で「耐震診断士」を派遣し、対象住宅の調査・診断により、耐震性や改修工事のアドバイスをを行います。 ※直接ご自宅へ伺い、現地調査を行って「診断結果報告書」(地震に対する安全性等)を作成します。
補助対象者	高畠町内に下記の「補助対象住宅」を所有し、町税等を滞納していない方。 ※対象住宅の所有者でない方が申請を行う場合は、別に同意書が必要となります。
補助対象住宅	次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。 ① H12.5.31 以前に着工された、居住用の木造住宅であること ② 個人が所有するものであること ③ 2 階建て以下であること ④ 専用住宅若しくは併用住宅(1/2 以上が住宅)であること ⑤ 過去に同耐震診断を受けていないこと
補助額等	診断費用 133,100 円のうち、120,100 円を町で負担します。 残りの 13,000 円は自己負担となります。

《 参 考 》 診 断 結 果	〔木造戸建住宅：評点の診断の目安〕		
	評 点	診 断	
	1.5 以上	倒壊しない	
	1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない	
	0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある	
	0.7 未満	倒壊する可能性が高い	

お問い合わせ：山形県高畠町建設課 都市住宅係

☎0238-52-4481

高畠町木造住宅耐震診断士派遣事業

《通常 確認事項・手順表》

事前確認	助 成 内 容	▶別紙『実施規程』⇒「第 1 条」、「第 2 条」
	対 象 住 宅	▶別紙『実施規程』⇒「第 3 条」
	申 込 者	▶別紙『実施規程』⇒「第 4 条」
	自 費 負 担	▶別紙『実施規程』⇒「第 6 条」
申 込 者	診 断 申 込 み	▶別紙『実施規程』⇒「第 4 条」 ◎提出書類 ☐ 派遣申込書【様式第 1 号】 ☐ 対象住宅の位置図、各階の平面図書等の写し ※位置図は住宅地図可 ☐ 対象住宅の外観等の写真 ☐ 対象住宅の建築確認済証、検査済証又は登記事項証明書 ☐ 申込者の高畠町の納税証明書
町	診 断 士 派 遣 の 決 定	▶別紙『実施規程』⇒「第 5 条」 ◎申込書等審査、書類確認後、「診断士派遣決定通知書」にて<u>申込者</u>へ通知。 ※派遣を辞退する場合は、お早めにご連絡ください。 ※規程第 7 条
申 込 者	自費負担額の 支 払 い	▶別紙『実施規程』⇒「第 6 条」 ◎耐震診断士の現地調査日に、申込者負担分として、 13,000 円をお支払いください。
町	結 果 報 告 指 導 等	▶別紙『実施規程』⇒「第 9 条」、「第 10 条」 ◎耐震診断完了後、診断結果の報告を、 町及び診断士でお伺いし、ご説明いたします。

診断結果により、ご希望であれば「耐震改修事業補助金」のご案内もいたします。